

エコバッグをご利用ください

株式会社マーナ（東京都・名見耶美樹社長）から寄付があったエコバッグを、昨年7月に自治会等を通じて市内各世帯へ配布しました。

エコバックは、南あわじ市の環境施策に共感した同社から寄付いただいたもので、世界3大デザイン賞のうちiFデザイン賞(2017)とレッドドット・デザイン賞(2016)を受賞しています。

環境負荷低減のため、エコバッグをご利用ください。

環境課 ☎ 43-5214



名見耶社長に感謝状を贈呈



寄付のあったエコバック

お知らせ

南あわじ市・鳴門市周遊パンフレット「海辺の街を遊ぶCross TRIP」

商工観光課 ☎ 43-5221

南あわじ市は鳴門市と連携し、滞在型観光を推進するため地域のブランドディングに取り組みんでいます。

このたび、両市の周遊コースを紹介した観光パンフレット(A4判、24ページ)を作成しました。ぜひご覧いただくとともに、島外の人へのPRにもご利用ください。

内容 周遊コース6種類、テーマ別5種類ごとに、名所やおすすめの店を紹介(「うづしおの海をアクティブに遊ぶ」「魚介が旨い!」ご当地ランチ)など)



掲載スポット グルメ、体験、絶景、お買い物など73カ所

設置場所 商工観光課、島内の観光案内所、観光施設など

※市ホームページのウェブブックからもご覧いただけます

お知らせ

各種手当のお知らせ

123 子育てゆめるん課 ☎ 43-5219、45 福祉課 ☎ 43-5216

4月以降の各種手当について次のとおりお知らせします。②⑤は手当額が変更されます。①は今後、変更となる場合があります。

1 児童手当
▽対象者 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人(公務員は職場から支給) 1万5000円、3歳以上小学校修了前 1万円(第3子以降は月額1万5000円)、中学生 1万円
※所得制限限度額以上の人は一律、月額5000円(特例給付)。所得上限限度額以上の人は支給がありません
▽支給月 2・6・10月

2 児童扶養手当
▽対象者 父母の離婚等で父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している人、子どもを養育している人のうち配偶者が一定以上の障害を持っている人
▽手当額 全部支給、児童一人の場合は月額4万4140円
※所得・年金等により金額が変わり一部支給となります。所得制限あり

3 特別児童扶養手当
▽対象者 20歳未満の障害児を養育する父母や、父母に代わってその児童を養育している人
▽手当額 重度障害 11月 5万3700円、中度障害 11月 3万5760円
※所得制限あり
▽支給月 4・8・11月

4 特別障害者手当
▽対象者 障害者手帳1・2級程度の障害が重複するなど、著しい重度障害のため日常生活に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人
▽手当額 月額2万7980円
※所得制限あり
▽支給月 2・5・8・11月

5 障害児福祉手当
▽対象者 重度の障害のため日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の人(障害の永続性が確認できる年齢は概ね3歳以上)
▽手当額 月額1万5220円
▽支給月 2・5・8・11月

福祉課 ☎ 43-5216

お知らせ

若者ふるさと応援便 申請期限 3月31日(金)

ふるさと創生課 ☎ 43-5205

ふるさとを離れ、将来の夢に向かって頑張る若者を応援するとともに、南あわじ市とのつながりを深めてもらうために、最大2万円の特産品をお届けいたします。

対象者の要件
・令和4年4月1日時点で18歳〜23歳(平成10年4月2日〜平成16年4月1日生まれ)の人
・南あわじ市出身で、住民票の異動の有無に関わらず、日本国内かつ淡路島外に居住している人など

申請方法
電子申請または郵送

申請期限 3月31日(金)

お届けする特産品 特産物通販サイト「南あわじマルシェ」で利用できるポイントを付与しますので、サイトからご自身で特産品を選択してください。

※付与するポイントには有効期限があります。忘れずにご利用ください

※詳しい要件などは市ホームページをご覧ください



お知らせ

国民年金・こんなときに手続きが必要です

総合窓口センター ☎ 43-5212

国内在住の20歳以上60歳未満の人で退職等により厚生年金や共済組合の資格を喪失した人や、配偶者の扶養から外れるなどした場合、国民年金加入の手続きが必要となります。

届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わった時にも必要です。届出がなかった場合、年金額に影響する場合もありますので、必ず届出をしましょう。

▽手続きに必要なもの

- ・基礎年金番号通知書(年金手帳) またはマイナンバーカード(通知カードも可。ただし、運転免許証等の本人確認書類も必要になります)
- ・退職日等のわかる書類(健康保険資格喪失証明書、雇用保険の離職票・受給資格者証、退職証明書、退職辞令など)

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納めていただく必要があります。所得の減少や退職・失業等により、保険料を納めることが難しい場合は、未納の届出が必要です。

明石年金事務所管内出張年金相談

▽日時 4月20日(木) 午前10時15分〜午後3時

▽場所 洲本市文化体育館

▽受付期間 3月22日(水)〜

※満席になり次第受付終了

▽受付方法 明石年金事務所へ電話で申込みください。

明石年金事務所 ☎ 078-912-4983

3月1日(水) リニューアルします!

南あわじ市特産物通販サイト **MINAMIWAJI MARCHE** 南あわじマルシェ

送料がおトクになります!

- 同一事業者の商品は同梱が可能になり、送料が1個分でOK(注)に!
- 同一事業者で一定額以上購入いただくと、送料が無料(注)になる商品が登場!

(注) : 常温・冷蔵・冷凍の同梱はできません。対応は事業者により異なります。詳しくはサイト内でご確認ください。



お問い合わせ) ふるさと創生課 Tel. 43-5205 (平日8:30~17:15 / 土日祝を除く)